

第 252 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 252 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 25 年 3 月 5 日（火）17:07～17:54

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務（金融庁）
- 国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務（金融庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、石村専門委員

（金融庁）

総務企画局企業開示課 野村企業会計調整官、八木原課長補佐

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第252回入札監理小委員会を開催します。

本日は金融庁の「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」及び「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」の各実施要項(案)についての審議を行います。

本日は金融庁総務企画局企業開示課野村企業会計調整官、八木原課長補佐様に御出席いただいておりますので、各実施要項(案)の内容につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は各実施要項(案)にあわせまして、30分程度でお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○野村企業会計調整官 金融庁の野村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に実施要項(案)につきまして、趣旨・目的、概要、注意した点等について御説明をさせていただきたいと思っております。この2つの実施要項(案)につきましては、平成19年度までは1つの事務として行っておりまして、概要や目的等は非常に似通っておりますので、大変恐縮ですが、あわせて御説明をさせていただければと思っております。

実施要項(案)をおめくりいただきまして、それぞれ1ページ目をお開きいただきしたいと思います。そちらに1といたしまして、それぞれの事務の趣旨が書いてございます。まず、そもそも今回の事務委託の対象となっております国際会計基準について、実施要項(案)に記載がなくて恐縮でございますが、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

企業が財務諸表を作成等する際の基準というのが、会計基準でございます。各国で会計基準を作成しておりますけれども、2005年からEUにおきましては、域内の上場企業に対して、国際会計基準を使うことを義務づけまして、2009年からは外国企業に対しても、国際会計基準か、それと同等の会計基準を使うことを義務づけました。すなわち、EUの域内で資金調達をしたいということであれば、国際会計基準か、国際会計基準と同等の会計基準でなければ、EU域内で資金調達ができなくなるおそれがあるということございまして、日本も国際会計基準を導入するのかどうかということで議論をいたしました。日本はとりあえず国際会計基準と同等であるという評価を得るということで、日本の基準を国際会計基準に近づけていくという努力をしまいいりまして、国際会計基準を強制的に導入するかどうかということについては、引き続き議論をしていこうということになったわけでございます。

趣旨のところをごらんいただきたいと思います。その結果としまして、我が国におきましては、2010年の3月期から国際的な財務・事業活動を行う上場企業の連結財務諸表に限定して、国際会計基準の任意適用を認めるということで、まず日本企業が任意で国際会計基準を採用できるようにしたのです。ちなみに現在、十数社、国際会計基準の任意適用を実施ないしは表明しているところでございます。

日本の企業に、強制的に国際会計基準を使わなければいけないかどうかということについては、国際会計基準等の諸課題の状況を見極めつつ判断するというところにさせているところでございます。

ちなみに、これも実施要項（案）に記載がなくて恐縮でございますが、今、国際会計基準は、世界で大体100カ国くらいが、何らかの形で採用していると言われていています。いわゆる先進国で、国際会計基準をどうするか、強制適用するかどうかははっきり決まっていないうのは、実はアメリカと日本ぐらいでございまして、あとの国のほとんどが、先ほど申し上げましたとおり、ヨーロッパは強制的に導入しておりますし、アジアでは、例えば、韓国が2011年から強制適用いたしましたし、中国とかほかの国々も方向性はある程度ははっきりしているのではないかとされているところです。我が国としては、国際会計基準をどうするかというのが非常に重要な課題となっており、これに乗りおけると、場合によっては世界の市場から締め出されるのではないかと、置いてけぼりをくらう可能性もあるのではないかとのご懸念もあって、国際会計基準をどうするかということは、ディスクロージャーの分野では非常に重要な課題となっているところでございます。

そうしたこともございまして、ロンドンに国際会計基準審議会というのがございまして、IASBと言っておりますけれども、そちらで国際会計基準をつくっておりますが、そちらの動向をしっかり把握しておく必要があるわけでございます。

一方で、日本が国際会計基準を導入するかどうかを決めるに際しては、国際会計基準の中身がどういうものなのか、日本企業として受け入れ可能なかどうかということを確認をしないと簡単に受け入れを判断できないという指摘もあるところでございます。

実を言いますと、昨年も金融庁に置かれている企業会計審議会でも議論してまいったのでございますけれども、その中では、企業の方々を中心に、国際会計基準は日本に合わないといった御意見もかなり出てございまして、例えば日本の場合には当期純利益という概念を非常に大事にしているのですが、国際会計基準はどちらかと言うと、バランスシートを見て、その増減で利益を判定するという基準になってございまして、日本における、1年間でどれぐらい利益を稼得したのか、どれぐらい利益が実現したのかということを重視する基準とは、ちょっと考え方が違っているということもあります。

また、個別の基準の例で申し上げますと、いわゆる「のれん」というのがございますけれども、国際会計基準ですと、のれんは、償却しないのですが、日本基準の場合には償却をしていくことになってございまして、例えば企業買収などをした場合に、そののれんの償却をすることによって、結局その償却した分は費用になりますので、その分利益が減ってしまうということで、欧州の企業に比べると不利なのではないか、ただし、日本基準の方が実態に合っているのではないかとといった考え方もあるところでございます。

そうしたこともございまして、日本が国際会計基準の適用をどうするのかという判断をするに当たっては、国際会計基準の内容がどうなっているのかということの詳細を詳しく検討する必要があるということでございます。

そういったこともございまして、そちらに書かせていただいているのでございますが、国際会計基準を作っている「国際会計基準審議会における国際会計基準の策定、改訂等についての議論の動向を迅速かつ的確に把握し、わが国としての考え方を効果的に発信していくために、国際会計基準審議会、IASBの議論の内容及び会計資料の調査・分析を行う」ことが必要になってくるというのが、最初の「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」の目的と言いましょいか趣旨でございます。

もう一方の趣旨をご覧いただきたいと思いますが、前者のほうで国際会計基準審議会における国際会計基準に関する議論を把握、調査・分析をするのですが、実は国際会計基準に関する国際会議というのはたくさんございまして、それらの動向を把握して、先ほども申し上げたような、例えば日本として受け入れられない基準があるというような場合には、国際会計基準の改訂案を修正させるとか、こうしてほしいといった意見をコメント募集においてコメントしたり、実はこういった国際会議にも日本人も何人かメンバーとして議論に参加しているのですけれども、そういったルートを通じて的確な意見発信をしたりということが必要になってきます。我が国としてはこういうところが大事なので、基準の策定に当たっては考えてくれというようなことをきちんと意見発信をしていくことが非常に重要です。

こうしたことから、これまでも意見発信をやっているところでございまして、効果も出ているところでございます。したがって、そうした我が国としての考え方を発信するために、「国際会計基準に関する専門知識を持つ国内関係者の意見を集約」して、意見発信をするということを目的とするものが2つ目の意見発信等に係る事務ということでございます。

1つ目の「調査分析等に係る事務」の2ポツの「(1) 事務の概要」の「① 調査分析等事務の概要」でございますが、ロンドンで行われる国際会計基準審議会の議論の状況を適時に把握するために、国際会計基準審議会が開催する会議を傍聴して、国際会計基準の策定及び改訂等に係る調査・分析を実施するというところでございまして、国際会計基準審議会ではどんな議論が行われているのか、それが我が国に対してどういう影響があるのかといったことを調査・分析をする事務でございます。

したがって、国際会計基準審議会を傍聴するための旅費ですとか、人件費等々がこちらでは、内訳項目として挙げさせていただいているところでございます。

2つ目の「意見発信等に係る事務」の方でございますけれども、こちらにも2ポツの「(1) 事務の概要」をご覧いただきたいと思いますが、こちらは、意見発信等事務の概要ということでございますが、策定又は改訂中の国際会計基準等に係る情報を収集するため、ここで「等」と書いてあります。

実は冒頭で、国際会計基準をまだ採用していない国として、先進国では日本とアメリカがあると申し上げましたけれども、例えばアメリカの会計基準というのは、強い影響力を持っておりますので、国際会計基準のみならず、米国基準等についても情報を収集する必

要があるということをごさいますして、国際会計基準審議会等の会計基準設定機関が開催する国際会議等への参加、または傍聴することも含めております。

次のパラグラフの「また」以下でございますが、IFRS解釈指針委員会、国際会計基準を解釈するための解釈指針というのがあるのでございますが、そこはIASBの下に解釈委員会というのが置かれておりまして、それらの会議が公表する公開草案等の内容について、ドラフトの段階で国際会計基準のこうした項目を改訂したいということが明らかにされた段階で、我が国の市場関係者などとの意見交換を通じて、公開草案に対する国内関係者の意見を聴取し、公開草案に対するコメントを作成して、公開草案等の公表者に対して提出することなどを通じて意見発信を行うための事務でございます。

例えばでございますが、リースの会計基準というのがございます。この基準については、現在国際会計基準では全てのリースを基本的には資産・負債（売買）として捉えるという方向で検討が進められています。例えばカーリースですと、借手としては、具体的な支払いは、リース料のみとなると思うのですが、会計上は、国際会計基準ですと、リースを開始したときにその車を買ったことにする。ですから、名義如何にかかわらず、会計上はリース資産の借手の貸借対照表に載せる必要があるということでございます。それに対して日本基準は、支払ったリース料のみを費用として計上し、あくまでも借りているということで、借手側の資産には載せないという処理をしているところでございます。

そういった違いがございますので、日本としては、そういった売買の処理をされてしまうと、関係者に混乱や負担が生じて大変困るということで、これまでも、我が国の関係者は、公開草案の段階など機会を捉えて、国際会計基準審議会等に対して意見を申し上げてきているところです。

そうした意味で今、申し上げたリース会計基準などが典型的なものですが、そういったところに対して意見を申し上げていくといったことを、必要に応じて、我が国の戦略としてやっていく必要があるということをごさいますして、その事務が「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」ということでございます。

趣旨、目的と概要は今、簡単に申し上げた次第でございます。

その上で、冒頭にも申し上げましたが、実は平成19年までは、この2つの事務は1つとしてやっていたのでございますけれども、応札者が1者しかいらっしやらないということもございまして、より多くの事業者に参加していただけるようにということで、平成20年からは、2つの事務に分割いたしました。また、今回の実施要項（案）を作成する上で留意した点ということでございますが、今、申し上げましたが、より多くの事業者が参入していただけるように参加対象とする国際会議を、特に「調査分析等に係る事務」の方でございまして、一般の方でも傍聴できるような、参加制限のない会議に絞っているところでございます。

以前の委託でございますと、1者しかなかなか参加しづらいという会議も含まれていたのですが、今回の実施要項（案）におきましては、今、申し上げましたとおり誰でも参加

できる、傍聴できる会議に絞って、会議に参加していただくということにいたしまして、より多くの事業者の方が参入していただきやすいようにしたというのが1点でございます。

もう1点でございますけれども、国際会議への出席者の条件についてということで、英語能力と会計の専門知識ということで、2つの条件を満たすための資格が必要かどうかということをお考えのところでございます。繰り返しになりますが、国際会計基準等の議論を理解していただかないといけませんので、会計の専門知識を持っていただくというのはもちろんなのでございますけれども、国際会計基準審議会の議論は英語で行われておりますので、英語の能力も必要ということで、これまで2つの条件を入れているわけなのでございますが、今回は過度な参入障壁とならないようにということで、特に何らかの資格が必要だという資格の有無は問わないことにいたしております。

今回の実施要項（案）を作成する上で注意させていただいた点としましては、繰り返しになりますが、1点目として、参加を求める国際会議を一般の方でも傍聴できるような参加制御のない会議に絞ったということと、英語能力と会計の専門知識ということについては、資格の有無は問わないということで、できるだけ多くの方に参入していただきやすいように注意をしたという点でございます。

以上、簡単でございますが、2つの事務につきましての趣旨・目的、概要、今回の事務に当たりまして注意させていただいた点ということで御説明をさせていただきました。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の先生は御発言をお願いします。

最初は私のほうからですが、ちょっと事実確認でありまして、2つの切り分けをなさったということで、上手に分かれているなどと思いつつも、出席すべき会議が調査・分析の場合には、要はIASBのどの会議に出るのだということが、どこかに書いてあると思うのですが、明示されているのかということと、同じく意見発信のほうも、解釈指針委員会ということで「等」と書いてあるものですから、どの会議に出ればいいのかというのは、中のどこかに書いてあるということでよろしいのですよね。ちょっと見つからなかったものですから。

○野村企業会計調整官 調査分析のほうは、まさにおっしゃっていただきました国際会計基準審議会、IASBの会議でございます。これは、先ほど見ていただきました2の（1）の②のところでございます。

○稲生主査 もうこれで特定できるということでいいわけですね。

○野村企業会計調整官 具体的には次の（2）の③に記載しております。

○稲生主査 いずれにしても、IASB会議と言えは専門の方であればということですね。わかりました。

○野村企業会計調整官 もう一つのほうは先ほども申しました「等」ということでございまして、こちらは意見発信の方の2ページ目の（2）の③です。

○稲生主査 これですべて特定できるわけですね。

○野村企業会計調整官 はい。このa、bということでございます。

○稲生主査 わかりました。

あと、受託した方がお仕事をされるときに、出張報告書みたいなものを出すという仕様になっているのですけれども、そうするとこれは現地事務所と言うか、現地で会議だけに出してもらうような契約を別途、下請になってしまうかもしれませんが対処して、それで出張報告を出してもらって、それをまとめて出す形というのは想定できるのでしょうか。あるいは、あくまでも国内の業者さんで全て完結するような仕様になさっているのか。その点はどうでしょうか。もちろん安易な丸投げはいけないわけでございますが、それはいろいろ確認とか承認は必要だと思うのですが。

○八木原課長補佐 企画面のほうの審査というのがございますので、一応形としましては、それを排除することにはしておりません。

○稲生主査 せっかく今回、自由度を持たせるために参加資格みたいなものをなるべくなくすような形で作られておりますので。わかりました。その点は柔軟でよいということですね。

それから、期間についてなのですけれども、今回、思い切って平成25年から5年間ということで、今までこういう入札形式ではなかったと伺っているものですから、こちら辺はもう既に決まっていることではあるのですが、5年で大体大丈夫だという判断が最初にあったということによろしいのでしょうか。普通ですと3年ぐらいから始めるとか、少しずつ始めるパターンも結構多いのですけれども。

○八木原課長補佐 そこは当方でもいろいろ議論したのですけれども、長いほうがコスト面も考慮すると、良いものができてくる可能性があるのです、そこは3年か、5年かというのは確かにあるのですが、一応長い期間のほうで今回やらせていただいたところです。

○稲生主査 わかりました。

石村先生、いかがでしょうか。

○石村専門委員 私から一つここが重要なポイントで、実務に携わっている者として、1ページ目の意見発信事務の概要という中の「また、随時公表されるIASBやIFRS解釈指針委員会等が公表する公開草案等の内容について、わが市場の意見交換を通じ、公開草案等に対する意見を聴取し、公開草案に対するコメントを作成、公開草案等の公表者に対して提出することなどを通し」の一番最後が物すごく大事で「意見発信を行う」。

なぜここが大事かと自分は考えているかというと、2年前の震災があるまでは、会計士の業界とか、あるいは上場企業は、まず強制導入されるのではないかという方向に向かっていたわけです。震災があってから、その後、特に大臣の強制適用は当面しないという発言から流れが180度変わってしまった。

それで、この意見発信というのがいかに重要かというがあるので、私が感じているところによると、基本的には上場企業の数から行くと、実はマザーズとかジャスダックの中

には、中小企業に近いような上場会社は結構あるのです。国内でしか基本的には活動していない会社というのは、上場企業の中でも数多くあるわけです。

数的に言えば、実は反対派が多いという印象を私は持っています。なぜかと言うと、わざわざ国際的に決算書をつくらなくてもいいのではないのか。何で国内でしか活動していないのに、英語や何かの基準でつくる必要があるのだという、数的にはそちらのほうが多いのです。

ただ、国際的な観点から行くと、特に国際的な活動をされている大企業においては、逆に必須だという認識なのです。つまり数は少なくとも、影響力や株式の売買高などから勘案すると、実は国際会計基準に移行しなければならないという方向に持って行かないとまずいのではないかとということで、特に東証の社長などは非常に危機感などを持って発言しているのですけれども、数的に言えば反対派の数が多いわけです。

会計士の業界なども、実は意見が2つに分かれていまして、つまり国際的な活動をするクライアントを数多く抱えている大手の監査法人では、むしろIFRSに移行しないことにはお金が入ってこない。つまり、日本の市場にお金が入ってこない。強いては株価に影響すると。ということは、中小の規模であっても、上場企業の株価に影響する。それは結局のところ、中小であっても、結局取引先の株をたくさん持っているという会社があるので、結局はそういうところにも影響を及ぼすということで、大手の法人などはむしろ積極派なのです。

逆に中小、つまり日本の国内でしか活動していない会社にとっては、なぜそんなにコストばかりかかることをしなければいけないのだと。監査法人にしても、海外の英語のノウハウなどはないので、余り対応したくないということで、反対する意見というのがあります。そこをちゃんとバランスして、誰が判定するのだろうか。特に私の経験から言えば、大臣とか、コメントを決定する方がどういう判断をされるのかによって、全然導入あるいは延期というのが変わってくるので、どういう形で意見発信を行う、要は判断基準や何かをつくられるおつもりなのかというのをちょっとお聞きしたいのです。

○野村企業会計調整官 ありがとうございます。

委員が詳しくていらっしゃるので、失礼なのでございますが、冒頭お見えになられる前に御説明させていただいたのですけれども、今、日本において国際会計基準をどうするかということについては、金融庁の企業会計審議会というところで御議論させていただいておりまして、2010年3月期から国際会計基準を任意で適用するということや、今年の7月には「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についての議論（中間的論点整理）」というものを公表させていただきました。その中では、いわゆる上場ではない中小企業の方には国際会計基準を適用しないということや、連結と単体については分けて考えましょう、まず連結だけに適用することとしましょうという点についてはコンセンサスを得られたのでございますが、それ以外の論点については、企業の経済活動ですとか、税務に与える影響ですとか、そういったものも含めてトータルで引き続き議論していきましょうというこ

とでございまして、まだ先ほど委員がおっしゃったように企業会計審議会の委員の意見もかなり隔たりがありまして、まだ収れんに至っていないという状況でございます。

ただ、そうした中でも国際会計基準のほうでは、新しい基準が作成されたり改訂がされておりますので、国際会計基準審議会などから公開草案等が出されたときに、日本としての意見を述べていく必要がございますので、そうした際に、この事務で関係者の意見をいろいろ聞いていただいた上で意見発信につなげていく、そのサポートをしていただくということを行っていただくこととしております。

○石村専門委員 結局ちゃんとバランスよく、要は反対意見があっても賛成意見がある。そのバランスなどはうまく保てるのかということと、全く個人的な考えではあるのですが、導入しないことにはまずいのではないかと考えています。なぜかと言うと、そもそも決算書は誰が利用するかということを見ると、やはり例えば一番切実な問題なのですが、利用するのは一体誰なのだという、その観点をよく考えてもらいたい。

参考までによく言われることなのですが、東証の売買では、7割を超える売買高は外国人が買っているのです。それでもなおかつ日本の国内だけの基準でいいのかどうか。その辺のちゃんとした長期的な観点で判断できる方、目先の利害と言ったら怒られてしまいますけれども、数に寄り切られるみたいな形では、いわゆる長期的に経済政策を練るのだと言っても、一番根本の経済活動指標をはかるほうで、圧倒的に不利な基準になってしまうのはどうかと。

というのは、国際会計基準などの議論などを見ていると、理屈では日本の主張が正しくとも、明らかに日本が圧倒的に有利になるような基準は、人数からすると否決されてしまうのです。そうすると、圧倒的に日本の企業にとって不利な形になってしまう。本当に理解した上で反対しているかと言うと、どうも違うのではないかとしか思えない。

海外でこういう形で意見を公表するときにも、見ているとどうも違うのではないかと、政治的な思惑をかなり含んだ形で意見が公表されるというのが多い。韓国とか中国は明らかに国策として取り組んでいるのです。日本はどういうわけか非常にのんきで本当にいいのかなと。それでも政治で数が多いのだからという形で向かう。その辺の客観的な基準をどう判断するか。ぜひとも意見公表するときには、その辺の客観性、特に国際的な企業活動されている方の意見を、とにかく入れていただけるような形で判断したコメントを入れてもらいたい。

○稲生主査 そうすると2つ今回、実施要項（案）を挙げていただいています、1つ目の調査分析に関しては、ある意味で会議に出て議事録を整理して、動向がどうだという改訂等の動向を調べるという意味で、そういう意味では外部に委託する非常にオーソドックスなものであるという理解ができました。

他方、こちらのほうの意見発信と先ほど簡略化しておっしゃられましたけれども、まさに意見発信業務になると、かなり客観性を保つてであるとか、バランスをとるとか、あるいは日本として言い方が悪いですが、どう世界と伍していくのかとか、そこら辺のこと全て

を本当に一事業者さんに任せてしまっているのかというところも、結構重要になってくると思うのです。

そうすると、改めて要項（案）2の（1）の「また」以下を拝見しますと、随時公表されるIASB等が公表する公開草案等の内容について、我が国の市場関係者との意見交換を通じ、意見を聴取し、意見聴取までは多分いいと思うのです。ところがこの先になると、公開草案に対するコメントというのは、まさに意見発信の前提になるわけです。この非常に重要なコア業務のところですけども、これはやはり金融庁様としては、委託なされたいということであるわけですか。

あるいは、コメント自体について、例えばコメント案を作成してもらって、あとについては例えば金融庁さんが引き取って企業会計審のほうとか、あるいは会計士協会とかわかりませんが、そういったところの調整を踏まえて、最終的なコメント案を作成して、ただ意見発信についてはよくわかりませんが、委託された事業者さんのほうにお願いをするのかとか、ここら辺を整理したほうがいいかなと思っていたのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○野村企業会計調整官 御指摘大変ありがとうございます。

おっしゃられるとおり、先ほど委員のお話もありましたが、実は国際会計基準審議会のボードの人数は16名いるのですけれども、その中に今、日本人は1人しか入っていないところでございまして、その中では圧倒的に人数は少ないのでございまして、先ほど来申し上げておりますように、基準をつくる際には公開草案を何度も出しており、先ほどのリースなどの場合ですと、論点整理や公開草案、再公開草案といった形で何回も出し直したりしてございまして、その都度意見募集をしています。

今、委員がお尋ねのように、最終的にコメントをつくる場合に、日本としてワンボイスで意見発信をしていくというケースと、それぞれ先ほどおっしゃった日本公認会計士協会なり、各監査法人などが個別に出すケースとがあります。役所が出すというのはこれまで実はしていないのですけれども、たくさんの方から出したほうがいいというケースといろいろあると思っております。今回、委託した事業者が直接コメントを作って出すというケースも想定していないことではないのでございまして、先ほどおっしゃっていただいたように、場合によっては、いろいろな方の、先ほどおっしゃったバランスをとって様々な方の意見を聴取していただいた上で、コメント案としてはこういうことが考えられるのではないかと案を作成していただいて、実際の発信は、例えばご指摘のありました企業会計審議会や日本公認会計士協会、会計基準設定主体であるところの企業会計基準委員会が出したほうが本当はいいのかもしれませんが。実施要項（案）では、意見発信を直接的に行うという表現になってございまして、場合によっては直接的な発信まで行わなくても、案をつくってサポートをしていただく、実際の発信というかコメントを出すのは、ほかの方にまとめて出していただくということもあるかと思えます。

○稲生主査 そうすると、かなり業務が複雑というか臨機応変というか、場合によってかなりどこまで踏み込んで、業者さんのほうでやるかというのは出てきそうな感じですよ。だから、もう少し整理していただくほうがいいのではないかなという、逆にこんなことまでやるのであればと皆さん引いてしまうのではないかな。つまり結果的に曖昧と言うか、失礼な言い方をすれば抽象的であるがために、参入障壁になってしまうのではないかなという感じもしてしまうのです。

ですから、前半のほうの調査分析のほうに関しては、多分これで行けるのではないかなと思いますし、複数業者の方が手を挙げられる可能性も高いのかなとは思っていますけれども、2つ目のほうの意見発信業務のほうで、ちょっと心配だなという感じもしまして、恐らく今までは長年やってこられた方がいらっしゃると思いますので、多分あうんの呼吸でこれだったらじゃあうちのほうで意見発信しておきますとか、どここの団体にお願いして出していただけますと多分できたと思うのですが、改めて民間さんのほうで入札をかけるとなると、ここら辺が明確であることが第一条件なのではないかなと思うのです。専門家の石村委員から見た場合でもそういうことをおっしゃるわけですので、もうちょっと整理をしていただくほうがいいように思います。

ただ、パブコメの関係もあると思うので、パブコメで確認いただくということでもいいかもしれませんけれども、そこら辺、御対応を考えていただくのが大事ななという感じはいたします。

○野村企業会計調整官 ありがとうございます。

御指摘の論点は非常にごもつともかなと思うのですが、あともう一つ考えられますのは、意見発信の仕方等々についても、今回、より有効な意見発信ができるような方策等を、企画段階で出していただいて、この方法ならと判断できるものを御提示いただくというのも、一つ重要な要素かなとは思っているところでございます。

○稲生主査 ですから、そこら辺を要項上書かなくていいのかな。これを読んだ業者さん、民間さんからすると、どこまでをやればいいのかという。ですから先ほどの1ページのさらに具体化したのが、3ページ以降の「⑤国内の市場関係者等との意見交換及び意見発信」。意見交換については多分口、ハ、ニあたりで書いてあることで、こういう形でいろいろな団体とやればいいのかとわかると思うのです。

ただ、やはり石村委員がおっしゃっているように、一番肝心なのはホの部分です。意見集約がいかにもさらっと書いてあるのですけれども、恐らくここがすごく受託しようとしている方からすれば重たくて、どうやって意見集約するのだと。日本の企業の将来を左右するようなことについて、本当に我々のほうで適時にどんなタイミングでやればいいのかというのを、イメージされる業者さんがいらっしゃるのかどうかは、ちょっと心配ではあるのです。

だから、そこがもうちょっとイメージできるように、多少具体的にさせていただくということのほうがよさそうだなと思うのです。ちょっと事務局さんとも御検討いただければいいかなと思います。

○八木原課長補佐 ありがとうございます。

そうしますと、先ほど先生がおっしゃられたコメント案という案を入れるイメージというようなこととか、ほかにも考えられることはあるかもしれませんが、そんなイメージでしょうか。

○稲生主査 そうです。ですから、コメントを出すか出さないのかという判断です。出すときに案をつくるのかとかつからないのかとか、そういうのもあると思うし、関係者とどう調整をするのか、調整した結果どう集約をするのかとか、いろいろ段階があると思うので、そこをもうちょっと4ページ辺りのところで具体化していかないといけないのではないかという気はするのです。

ですから、ちょっと難しいのかもしれませんが、御検討いただくだけでもと思います。恐らくパブコメを出すと、多分御意見が出てくるのではないかなと思いますので、それをさらに参考にいただくというほうがよろしいかなと思います。

石村先生、どうでしょう。

○石村専門委員 それでよろしいかと。

済みません、ちょっと熱くなってしまったのですけれども、というのは、先ほど言ったようにほかの国は国策で取り組んでいまして、日本の委員は1人です。御存じと思うのですが、その1人の枠を先ほど申し上げた国は実はよこせと言っているのです。なぜかと言うと、日本は強制適用ではないのです。メンバーの中で任意適用の国は基本的に日本一国だけなのです。なぜ日本が入っているかと言うと、実は国際会計審議基準をつくった創業メンバー、その敬意をはらってもらっているがゆえに、まだ議決権を持っているわけです。ただ、そういうままでも昔の業績に敬意をはらってもらえるかと言うと、世界の情勢は非常に厳しいので、そういうわけにはいかないのではないかと。だから、その辺は意見をどういう形で出すかということが非常に重要で、逆にそこまで踏み込めるかと言うと、稲生主査のおっしゃったようにちょっとかなり難しいような気もしています。その辺をちょっとよくよく検討していただければと思います。

○野村企業会計調整官 ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

○稲生主査 それから、評価項目の一覧なのですけれども、例えば調査分析のほうで言うと、1件目の19ページのところに点数づけと評価項目がございまして、実施体制「2.2専門性・能力」のところの過去の実績を問うところがございまして、そういう意味で類似事業の受託実績、専門知識・ノウハウとあったときに、今回の業務で調査分析のほうは恐らく大丈夫だとは思いますが、やはり2件目のところで、これも応募しようとする民間の方からした場合に、通訳、翻訳と言うか、恐らく会議に出て議事録をつくるのであれば、その部分は恐らく問題ないと思うのですが、後半の実は重たいのではないかと

いう意見をまとめていくというところで、組織、または本業務従事予定者に専門知識・ノウハウがあるかというときに、かなり厳しい制限を逆にこの言葉でかけてしまうのではないかな、障壁が高くなってしまっているのではないかなと考えられるのです。

ですから、1件目は専門知識・ノウハウで何となくそんなに参入障壁は高くないと思うのですけれども、2件目のほうはちょっと重たいような気もしました。ですから、軽く類似事業の受託実績等があることぐらいのほうが、逆に門戸が広がるのではないかなという気はいたします。これもちょっと御検討いただければなと思います。

点数は5点ですので、決定的な加点事由にはならないと思うのですけれども、場合によってはそういう過去の調整経験がないと、うちは無理だなと思われかねないわけですので、ちょっとそこら辺もあわせて御検討いただいたほうがよろしいかなと考えています。

このほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間となってまいりましたので「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」及び「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」の実施要項(案)についての審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局さんのほうから何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 今、お話しいただいたことを金融庁様と調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、金融庁様におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項(案)に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局さんにおいて整理をいただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。